

理事及び監事並びに評議員に対する
報酬等の支給に関する規程

社会福祉法人 柏松会

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人柏松会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定める役員等の報酬については、理事会・評議員会等の本会の事業運営における議決を要する会議に出席した場合、1日につき次に掲げる額を支給するものとする。

宮城県内居住者： 10,000円（交通費に係る費用を含む）

宮城県外居住者： 10,000円（交通費に係る費用を含まない）

(常勤の理事に対する報酬)

第4条 常勤の理事に対する報酬等及び費用については、個別の雇用契約に基づき、本会職員に適応される職員給与等支給規則等の規程を準用する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等への報酬等の支給については、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合等は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。